

公 告

広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト計画策定業務委託に係るプロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和 5年 8月25日

広陵町長 山 村 吉 由



1. 事業の名称

広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト計画策定業務委託

2. 調達の方法

公募型プロポーザル方式

3. 業務概要

(1) 業務の名称

広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 6年 1月 26日（金）まで。

(4) 事業費上限額

金 7,975,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 事業の背景

本事業は、一般社団法人地球循環共生社会連携協会が公募の、「令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限の導入のための計画づくり支援事業）「第 1 号事業の 3」の採択を受け、実施する事業。

4. 実施日程

(1) 公告日

令和 5年 8月 25日（金）

(2) 質問の受付

令和 5 年 8 月 31 日（木）正午まで

(3) 質問の回答

令和 5 年 9 月 6 日（水）

(4) 参加表明書及び企画提案書等提出期限

令和 5 年 9 月 20 日（水）正午まで

(5) 提案内容の審査（予定）日

令和 5 年 9 月 22 日（金）を予定

(6) 選考結果通知

令和 5 年 9 月下旬を予定

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和 5 年入札参加資格を有していること。有していない者は、9 月 19 日（火）の参加表明書提出期限の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 広陵町の令和 5 年度の入札参加資格を有する者については参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去 5 年間に地方公共団体との契約において、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「再生可能エネルギービジョン」に関する業務を履行した実績があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。

※今回の事業は、JV（共同事業体）での応募も可とするが、実施体制を明確にすること。策定実績においても JV 内の実績も対象とするが、その場合、実績調書（第 5 号様式）にわかりやすく明記すること。

- (7) 配置する予定の管理技術者については、次の資格のうち、いずれか 1 つ以上の資格を有していること。
 - ・技術士 総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）
 - ・技術士 環境部門（環境保全計画）
 - ・認定都市プランナー（環境・エネルギー）

6. その他

詳細は、「広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト計画策定業務委託に係るプロポーザル募集要領」を参照してください。

※窓口配布は実施しません。

※電話や役場窓口での直接の質問は受け付けしません。質問書（任意様式）により、電子メールで提出してください。